

14.5

798

14.5-798



1200501218683

社會問題調查
資料 第五
賃金理念論とその展開
第一分冊

上本好男



始



14

79

社會問題調査資料 5

賃金理念論とその展開

(第一分冊)

財団法人 協調會 大阪支所



はし が き

時局下の我國に於ける賃金論は、その殆んど大部分が、賃金の額のみに問題として、賃金の理念とか機構については多く言及してゐないやうである。この傾向は、我國の物價政策及び労働政策が今なほ腰試的、思ひ附的であることよりして、一應理由のあるものと領かれより、
 一、賃金について適正なる理念と機構とを確立することは、決りずらぬ理由から、時局下に於てもなほ——各一層喫緊の課題であらうと思ふ。
 理由の二は、若し賃金の額にして適正なる賃金機構から算出されるならば、恐らく労働者階級の多くは心から國家に協力するであらうといふことである。

理由の二は、若し賃金の理念にして適正ならば、その事は又逆に我國



の思ひ附的物價政策及び労働政策に力強い反省を要請し得るであらうといふことである。

本書は斯る意味を持って世に出ることになつたのであるが、筆者が學窓を兼立て乍所淺きため社會に於ける體験に極めて乏しきこと、研究に着手してなほ餘日なきためより、その所論は往々にして感情的であり机上論的であることは否めないのであらう。

然し乍ら、年若きこの筆者の純粹なる情報が、我國の労働政策に種々の示唆をても多少與へ得るならばこれこそ望外の幸甚である。

とまれ、今回の第一分冊は可成り多くの缺陥を持つてゐる事は筆者自身も確認してゐるところであるが、今後續刊の豫定である第二分冊以下に於ては相當高き理論性と實証性を織込むべく意氣込んでゐる文けに切に先輩各位の忌憚なき御叱正を期待してやまない。

因みに本稿の執筆者は當支所職員法學士上本好男君である。

昭和十五年六月

協調會大阪支所長
松村勝治郎 識

賃金理念論とその展開

序論

その一 一頁
その二 四頁

方法論

第一篇 賃金理念論

第一章 分配の根本理念

第二章 賃金の額

第一節 生産物の價格とその變動

第二節 運用上の實際的困難

一頁
四頁
九頁
九頁
一〇頁
一七頁
一九頁
三三頁

第三節	賃金理念論と労働運動	四
第四節	消費規正と強制貯蓄	五
第五節	手當の問題	五
第六節	社会保険	四
第七節	賃金統制の目的	四
第八節	労働者の能力と土地及び技術の解放	四
第九節	農業労働力と土地の解放	五
第十節	中小工業労働力と技術の解放	五
第十一節	労働力の培養と労働時間	六
第十二節	労働者の労働法上の義務	六
第十三節	労働力の需給と賃金額	六

序

論

その一



悪性インフレを極力防止しつゝ、増産に邁進する日本経済の姿は、兩者の矛盾相剋に東
 洋面走りに、その苦悶を深めて行く様に見える。私は國民の若き一員として、此の
 難局の打開に、何等かの生産的貢献をし度いと、その情熱を昂ぶらせてゐる。さういっ
 た難局から昨年の暮以來何かと書物を漁つてゐた。その際はふとした機會から笠信太郎
 氏の「日本経済の再編成」といふ着書を見た。簡潔にして要を得た斬新なその内容は、い
 たく私の氣持をかき立てた。文學時代某教授から聞いた「今の學者の半ばはほんとうに統
 制経済を研究した人は一人も居ない」といふ言葉と、青春の血潮とが結合して、私は統
 制経済について相當な研究をものし度いと思つた。然し法律しか知らない私には、やが
 て問題があまりにも深く且つ廣いのに今更の如く氣附いて方向轉換をした。それで私は
 統制経済の一部門のみを取り上げることにした。その時は丁度電力と石炭の問題が毎日
 ママ新聞面を賑はしてゐた。それ等を拾ひ讀みすると石炭問題が時局下の日本経済の單
 なる一部門ではなく實に日本経済そのものの苦悶の縮圖であることを發見した。そこで

石炭問題こそ恰好の研究対象であると考へて約一ヶ月半關係文獻を讀み續けた。而して石炭問題の解決の爲めには生産、輸送、配給、炭價、消費等の凡てに亘つて極度に合理化しなければいけない。だがその中の生産の合理化文をとって見ても、問題は實に困難であり、且つその爲めの物的設備の合理化などは、純粹に自然科学的分野であつて、それについての私の研究は只先入の研究の不充分なる認識以外には何物をも爲し得ない。それで私としては人的資料の合理化に全力を盡すべきであるが、鑛山労働者についての對策に二つの部面が存在することに注目する様になつた。二つの部面とは要するに量的部面と質的部面とである。鑛山労働者についての所謂労働員は前者であり、かくして労働された鑛夫諸君に「安心してそのベストを盡させる」對策が後者である、とこんな風に私は考へ出した。私が労働對策について量と質の二部面の存在を主張し、特にその後者に關心を持つ様になつたのは、その眞偽は知らぬが、鑛夫諸君は高賃金に浮かれ、又健康保険の傷病手當を買ふが故に、假病が多く、怠け者が多い、といふ世評を屢々讀むからであり、又一方「獨逸では、鑛夫と農民を、生産の基本とし、之を一尊尊敬することにしてゐる」といふある一節を讀んだからでもある。

然しより大なる理由は、所謂全體主義の流行と共に労働對策の質的部面がとかく輕視

され、その結果賃金問題の重要性が善意に又は故意に通小評價される事實を知られた外ならない。例之、産業報國運動が、その當初に於ては、待遇問題を除外して成立し得るやに説かれたことに依つても瞭かであると思ふ。

以上の様な理由から私は日本の全國民が、虚心坦懐にそのベストを盡し得る様な經濟機構、特に賃金制度が作られるならばどれ程嬉しいことであらうと思ふ。

國家の苦樂が即ち國民の苦樂である様な經濟機構の下で、全國民が上に陛下を戴き、協力一致して東亞新秩序の建設といふ此の世界史的な大事業に邁進出来るならば、若し私ハその様な經濟機構の確立に何等かの貢獻協力が出来るならば、日本國民として青年として之以上の不義は無からうと思ふ。斯る氣持から日本經濟の再編成、特に賃金制度の再編成を切望し研究することになつた。

題して「賃金理論とその展開」と言ふ。その題名の壯なるにも不拘、その内容のあまりにも未熟なるを恐れるや切なるものがある。特にその第二分冊は、純然たる「感情の書」であることを告白して置く。但し第二分冊以下は及ぶ限り實証的、理論的たるんことを期するであらう。然し之を契機としてより優秀なる人々が、賃金制度の研究により大なる關心を承されるならば、私の喜び之に過ぎるものは無いであらう。

凡て政策は理想と現實を前提とする。それ故に理想と現實の兩者が特定せられて然る後に政策は特定せられ得る。政策としての資金論も又その例に洩れない。

「資金理念論とその展開」なる小論に於て、私が特定せる理想は隨時各所に出現するであらうから、茲ではその前提たる現實を特定することにする。

小論の第一分冊に於ては二つの空想的對象を現實なりと前提してゐる。即ち、その一は労働力の過剰であり、

その二は労働者の知識のレベルが極めて高きことである。

先づ最初に私が何故に労働力の過剰を現實なりと前提したかを説明しよう。

労働力が過剰であつた昭和四、五年頃の事である。私はその時未だ中學生で、労働問題には何等の興味も關心をも持つてゐなかつた。ある日の登校の時ふと電信柱を見ると、

「吸血鬼某を葬むれ!!」

といふ見出しのビラが貼つてあつた。労働者側が資本家を目して「吸血鬼」と呼んでゐる

るのであることは、その時の私にもはつきり分つてゐた。そして子供心にもその言葉使ひの激烈なのに内心驚いたものである。

處が時移り世變つて此項になると、労働力不足に基因する労働者側の行動を、今度は逆に企業家側が「背徳者」とか「此の徒輩」とか呼ぶ様になつた。

此の二つの著るしい對照は私の感情をいたくゆすぶつた。前者は企業家が、後者は労働者が、共に「醜惡なる存在」であり、「罪深き者」「穢多き者」たることを餘りにも明瞭に私の腦裏に印象せしめた。

然し此の印象は、私にある種の喜びと安堵とを與へてくれた。それは兩者が共に「罪深き者」たることを知つた為ではなく、兩者がその本質に於ては全く同一である。即ち「罪深き者」たることに於ては全く同一である。斯く悟つた以上私は資本家が労働者を、労働者が資本家を、本質的に非難すべき何等の根據なきことを承認せざるを得なくなつた。(註一)

兩者は共に人間であり、それ故に又「醜惡なる存在」たる半面を生れ乍らにして持つてゐる。それ故に私の資金理念論は要求する。即ち、

「労働力の過剰も資本家を、労働力の不足も労働者を、共に醜惡なる存在たらしめ得な

い孫な経済機構の誕生せんことを。

次に小論の空想的對象のその二は、労働者の知識のレベルが極めて高いといふ前提である。

政府も社会問題研究家も、そして又労働組合も従つて労働者自身も、大體に於て生活費資金原則をその根本的な立場としてゐる。

「資本家は労働者の生活を保障すべし」

「労働者の生活は資本家により保障さるべし」

生活費資金原則の根本理念は大體右の如く言ひ得るであらう。然し私は右の如き資金理念論には少くとも理論としては絶対に反對する。

日本民族の生活が若し他民族に依り保障されるとするならば、それは日本民族にとり何たる大きな侮辱であらうか。日本民族の生成発展が一に彼自身の活動に依つことは理恩であり然も現實である。

日本の運命は日本民族自身が開拓する。そして日本の資本家が自らの運命を自ら開拓することは恰も國家と同様である。

然らば労働者の姿は國家の姿と異なるべきであらうか。資本家は親であり労働者は子で

ある。それ故に労働者の生活は資本家に依り保障され、彼の生活、彼の姿は直接には國家の姿と同様ではあり得ない。かう言ふべきであらうか。私は斷然否と言ひ度い。親子關係は之を一言にして表現するならば

「不幸な子は可愛い、」

と言ひ得やう。

労働者が不幸な程、資本家は労働者がそれ丈可愛くなるとは決して思へない。従つて資本家と労働者とは決して親子ではなく、それは共にノ、陛下の赤子であるのみである。斯く考へる時、資本家の姿か國家の姿と同一であるならば、労働者の姿も亦國家の姿と同様でなければならぬ。

國家の姿かそのまゝ、資本家及び労働者の姿に反映し得る様な経済機構を建設すること、これが私の念願である。

支那事變は眞の意味に於ける世界歴史を創造する最初の事件である。これからの日本民族はその将来に於て、幾多の世界史的試練に逢着するであらう。その試練は日本民族の比類なき武力と比類なき文化とに依つてのみ突破しうるであらう。支那三千年の歴史は一つの南方文化と北方武力との興亡交錯の歴史と言はれてゐる。若しその言葉にして

異ならば、將來の日本民族は労働者の端に至る迄比類なき日本文化（註ニ）の高さ橋ひ
手どなければならぬであらう。

至高且純なる日本文化の高き橋ひ手となりたる後に於ても、又如何なる國歩艱難の時
に當りても、尚且つ労働者が安んじてそのベストを盡すべき賃金機構は言ふ迄もなく、
國家の姿を労働者の上に如實に反映せしめなければならぬであらう。

註一、如何なる境遇に於ける人心が眞實の人心であるかは極めて困難なる問題
であらう。

このことは又如何なる作業条件に於ける人の生産力がその人の眞實の生
産力であるかといふ問題についても言ひ得るであらう。

後者については第八節「労働者の能力と土地及び技術の解放」に於て述
べるであらう。

註二、「比類なき日本文化」といふも、それは私の希望であつて、日本文化が
現實に比類なきや否やは茲では問題でない。

方 法 論

叩け、然らば開かれん

問へ、然らば答へられん

體驗なくして體驗者を知り得るは天才であり、詩人である。然し天才を去り、詩人を
去ること遠き私には、體驗談が絶対に必要である。

後進のため、大方の體驗者の心よく門を開き愚問に明答を與へられんことを希望する。

第一篇 賃 金 理 念 論

「働かざる者は食ふべからず」

此の規範は個人の倫理ではあり得ても、國家の倫理ではあり得ない。

國家の倫理としては、

「働かざるものは食ふ能はず」

といふ法則でなければならぬ。
従つて國家に於ては「働くこと」と「食ふこと」とは相即不離であり働即是食、食即是働である。

現在の経済機構に於ては、労働者に「食」を保障するものは原則として賃金以外にはあり得ない。従つて賃金は即ち労働者の「食」であり、後者は即ち「労働」である。「働きに働くこと」のこよなく要請される今日、賃金論の重要性は蓋し言ふまでもなからう。

第一章 分配の根本理念(註一)

「國家の苦樂は即ち國民の苦樂でなければならぬ」
此の自明の理(註八)を経済機構特に賃金制度に實現し度いと此日頃私は空想に空想を續けた。

その結果此の根本理念を如實に體現する賃金制度は
「各人に彼の物を」といふ命題をその根本原則としなければならぬといふ結論に到達した。(註二)

此の根本原則は次の二つの原則に分析し得る。即ち

- 「各人に彼の生産物を」
- 「各人に彼の負荷物を」

前者を第一原則、後者を第二原則と呼ぶことにする。

右の二原則は祖國を前提とする。

大川周明博士の「日本二千六百年史」を讀むて、私は日本精神をふと次の様に表現して見た。即ち

天皇を戴いて

此類なき戦闘心と理性とを以て

國體の尊嚴を主張すること(註三)

元寇の役、日清日露の兩役に、我々の祖先が、國體の尊嚴の爲めに、如何に勇敢に、如何に此類なき戦闘心を以て戦つて呉れたことか。日本國民たる私は亡國の民の悲哀を知り得ない。然し彼等の心情を相當深く共感する丈の人間的教育があると思つてゐる。「國とびて山河在り」の熱涙を、國運隆々たるの日に流り得る詩情を私は持ち度いと願つてゐる。

此の教養は、それ故に私をして國民に向つては

「國、國たらずとも民、民たれ」と叫ばしむると共に、國政に對してはそれが
國家の苦樂は即ち國民の苦樂でなければならぬ」といふ根本理念を如實に體現せんこ
とを、何人にもまして、切望せしむるのである。

然らば祖國を前提とする時、右の二原則は如何に解決すべきであらうか。
先づ第一に

右の二原則は祖國を前提とする場合に於て始めてその實現が可能であるといふこと
である。

個人の實力が弱肉強食的に働き得る場合に於ては、分配の正義は到底その實現を望み
得ない。然し乍ら國家主權の職充と共に、個人の自然的實力は主權に依り保障された社
會的實力に變質する。

主權の本體は、如何なる國、如何なる時代に於ても常に必ず全國民の有機的生産的活
動（註九）に在る。然し乍ら主權の集中的表現は時代に依り必ずしも同一ではな
い。或る時は國民の世襲的一部分に、そして或る時は國民の限定せられざる一部分に主
權は集中的に表現せられた。（註四）かゝる時代に於ては爾餘の國民は自己の生産的活動

が國家主權の本體であることとを自覺し得ない。その結果は主權がそれを集中的に表現す
る一部の國民に牛耳られる。而して斯る時代の主權の作用は、常に必ず眞の倫理より相
當の距離を有してゐる。（註五）

支那事變は我が祖國が起した始めての世界史的大行動であると言へやう。世界史が東
洋史と西洋史との單なる寄せ集めではなく、眞に兩者の綜合體たり得るのは之がらかも
知れない。斯る大事業たる東亞新秩序の建設に祖國は今邁進してゐる。而して私にとつ
て最も興味深い事實は、支那事變の勃發に依つて、始めて我が國の主權が國民全體に集
中のに表現せられるやうになつたことである。國家總力戰なる言葉は斯く解してこそ
始めて了解しうるであらう。

かくして祖國の主權が、國民全體の上に集中的に表現せられると共に、國民の凡ては
「主權の本體が全國民の有機的、生産的活動に存在する」所以を徹底的に悟り得たので
ある。

此の自覺、此の悟りは主權の作用に大なる變革を齎すであらう。主權の作用はより緊
密に倫理と結合するに至るであらう。分配の二元則はこれより初めてその全き作用を獲
得しうるに至るであらう。（註六）

第二に右の二元則は祖國を前提とする場合に於てのみその充分なる意義を知りうるであらう。即ち右の原則は善に私経済に關するのみならず公経済にも、否より多く後者に關することを知りうるであらうから。(註七)

最後に一言附加すべきは兩原則の關係である。

その關係は至極簡單ではあるか、否その爲めに却つて、世人はあまりにもそれに不注意の様に思はれる。

それは次の如くである。即ち

第一原則により命ぜらるゝ各人の質格物は、第一原則により與へらるゝ各人の生産物より支給される。

註一、茲に分配とはプラスとマイナスの兩者の分配を意味する。

註二、個人が生産發展が一に國家に依存してゐるといふ現實を前提とし、國家の生産發展はその主權が倫理に合致する時に於てのみ初めて根柢あるものとなり得るといふ認識を前提とする。而して倫理とは之を次の如く表現し得ると私は思つてゐる。即ち

「倫理とは價値の順位に従つて欲望を實現する最も合理的なる道である」と。
前一言「恩を受ければ即ち志れ、譽を受ければ即ち報す」がアイヌ民族
七の一大原因であるとも言はれてゐる。

註三、大川博士の著書より直接に感得した日本精神の内容は比類なき戦闘心文であつた。日本歴史を讀んで常に私の感ふことは、此の小さな島國が二千六百年の間よくもまあその獨立を維持して来たといふことである。

數々の國難を、特に明治維新の際の國難を無事に突破し得た理由は種々あらうが、その一つは前述の戦闘心(愛國心を前提とすること勿論なり)であるか、他の一つは天佑であると思ふ。然し天佑に因る國難の打開は讀む者をして、彼がその國家の一員である時は特に、その處を冷やくことには置かない。こんな氣持から、日本が將來遭遇するであらう數々の國難を突破する爲めには、どうしても比類なき理性を日本民族が持たなくてはならないと考へた次第である。

註四、「世襲的一部分」は例之、封建時代に於ける武士階級を指す。

「限定せられざる一部分」とは例之、傭兵とか徴兵、特に戦闘に従事する

彼等、を指す。

尚社會成立の當初に於ては、主權はその會社成員に集中的に表現せられてゐたと言はれる。

註五、此の結論は相當多くの説明を必要とするであらうか。後日に譲むことにする。

註六、「各人に彼の物を」といふ根本原則が私人、又は私法の倫理であることは誰しも承認するであらうと思はれる。然し乍ら此の根本原則は同時に又國家の、公法の倫理であると私は信じてゐる。

註七、「生産物」と言ひ「負債物」と言ふもそれは常に有體物に關するのみではなく、廣く無形の生産的貢獻及び負債をも含む。

而して後者は主として國家的なるものである。國家的なるものか斯く無形(?)なものであることは特に注意すべきであらう。

註八、「自明の理」といふも、實は甚だ証明の困難なる命題である。然し茲では省略されて置くことにする。

註九、茲に「生産的活動」なる文字の示す意義は極めて廣いことを留意されたい。

第二章 賃金の額

「賃金の額は、具體化されたる労働力、即ち労働に歸すべき生産物の價額に等しくなければならぬ。」(註一)(註二)

「各人に彼の生産物を」といふ第一原則を労働者の賃金に適用するならば、賃金額は右の如く表現し得るであらう。

然し乍ら斯くの如き賃金理念論を採用するならば、直ちに種々の疑問が浮んで来る。第一分冊は其等の疑問を唯思ひつくまゝに羅列して見たに過ぎない。

大學を出て約一年二月、その中の一ヶ年間は大体に於て生活費賃金原則を根本原則とし、その立場より時局下の賃金問題其他を眺めて来た。そしてその間は政府の賃金統制其他の經濟政策に對して殆んど何等の疑問を抱かなかつた。處がふとした機會で二ヶ月程前から上述の如き賃金理念論を採用することになった。すると今迄何等疑問とながった種々の事項が急に疑はれ出して来た。

此の「疑ふ心」が私に大きな利戟を與へてくれた。「疑ふ心」が大いに私の研究心をかきたて、くれた。

それではこれに興味を感じて思ひつくま、に感情的に筆を走らせることとした次第である。

註一、「具體化されたる労働力」の意味は第八節「労働者の能力と土地及び技術の解放」に於て、詳細に論ずるであらう。

但し極く簡単に言ふならば労働力とは潜勢（可能性）であり、具體化されたる労働力とは顯勢である。而して現實の報酬は原則として後者に對應すべきものである。このことは、學校の成績が學力（むしろ頭腦のよしあし）を示すものではなく、原則として具體化されたる學力即ち答案を示すものであることを考へれば明瞭であらう。

註二、勞資間には利害の合致する面が在ると共に、他方又利害の相反する面もある。と普通に言はれて居る。而して所謂労働問題に従事する人々の中には前者を特に力説する人もあれば、又後者を特に強調する人もあり、尚兩者を公平に見る人もある。然し乍ら、若し賃金の額が私見の立場通りに支給されるならば、假令それ

が不可能としてもそれに向つて勞資が努力するならば、勞資間に利害の相反する面が存在し得るとは考へられたいと思ふ。従つて私見を前提とする時には、勞資間には唯共働者としての關係が存在し得るのみであらう。

第一節 生産物の價格とその變動

賃金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべしといふ私見に就いて、先づ第一に問題となるのは、生産物の價額とは何かといふことであらう。價額は價格の問題として提起し得るか故に、茲では生産物の價格の意義とその變動について略述するであらう。（註一）

緒、日本に於ける單位生産物の適正價格とは、日本民族の生成發展の立場から為される、單位生産物の全經濟財中に於ける重要性の度合（註五）の貨幣的表現と言ひうるであらう。（註二）然し現實の價格は常に適正價格に一致してゐない。而して前者を後者に一致せしむることは科學の現段階を以てしては殆んど不可能であるから、實踐論としては既に形成された現實の價格を一應適正價格と看做さざるを得ない。石の如くにして適正價格が一應與へられたと前提するならば、次にはその變動が問題

となる。價格の變動は種々の原因で生起し得るであらうが、その最も重要なものは生産費と供給關係であらう。而して時局下の日本經濟にとって最も注目すべきものは供給關係の變動に因る價格の變動であると思ふ。なんとすれば供給關係の變動、特に供給の相對的增加又は供給の相對的減少に因る特殊生産物の價格騰貴は、他の條件にして同一なりとせば、その生産物の生産者に不勞所得を齎らすからである。

かゝる不勞所得は國家總力戦下の日本經濟が先づ第一に防止抑壓しなければならぬものである。而してその抑壓方法は供給をして需要増加に即應せしむるが、又は需要をして供給減少に即應せしむることに外ならない。より正確に表現するならば供給増加を先行せしめて然る後之を需要するが、又は需要減少を先行せしめて然る後之を供給せしむる以外には、價格騰貴に因る不勞所得を防止し得ないであらう。

然し乍ら供給増加の先行は國家總力に依る生産命令、需要減少の先行は同じく國家總力に依る消費規正に依つてのみ可能であらう。

以上の理論を資金との關係に於て今最も問題とされてゐる九・一八停止令に適用するならばどうなるであらうか。

前述せる私見の立場からは、九・一八停止令は九月十八日現在の物價を一應適正價格

と認め、それ故に又その變動を欲せざるものと解釋せざるを得ない。従つて生産命令と消費規正とが九・一八停止令に即應すべきものと期待せざるを得ない。然るに當時の政府は九・一八停止令を適正價格決定の準備と解し、その結果生産命令と消費規正とに於いては殆んど考慮しなかつたといつてよからう。(註三)

生産物の價格とその變動については以上で打切ることにするが、資金論の立場から最も注意すべきは消費規正の重大性の解明であらう。此の點については「消費規正と物價貯蓄」の項で言及するつもりである。(註四)

註一、統制經濟と計畫經濟との區別も分らない私にとつては生産物の價格を論ずることは危險至極である。加之私見の說明に際しては生産物の價格は一應之を與へられたるものとして、それに言及しなくても悪くはなからうと思はれる。然し本問題の重要性を考へる時、一應何とか私の意見を書いて見たくなつた次第である。

註二、時局下に於ける適正價格決定の二つの方法としては次の如きものも考へられやう。即ち

先づ第一に日本民族の生成発展に必要な生産物の質量を決定し、第二にその生産に必要な労働力の量を各生産物毎に決定する。然る時は各生産物の重要性の度合又はその總額は所要労働力の量に比例すると言へやう。而してその比例を價格に表現する際には、例之木の現實の價格を基準として採用すればよからう。然し乍ら斯る方法は究極に於て土地及び技術の問題の解決を前提とするであらう。

尙時局下の適正價格は投機利潤即ち資本及び労働力の移轉の摩擦から生ずる利潤を極力防止して決定さるべきであらう。

最後に用語に就いて一言するならば、所謂「労働力」とは廣く人間の生産的活動一般を意味するも、賃金を論ずる際の労働力とは狭く所謂労働者の労働力のみを指すことにする。

注三、勿論九月十八日現在の價格は、之を一應適正價格と看做さざるを得ぬとするも、その不均衡のあまりにも甚だしき部分については改訂の必要がある。然しそれは飽くまでも第二段の仕事であつて、先づ第一に着手すべきは生産命令と消費規正であると言へやう。

注四、物價を適正に決定するならば賃金そのものは之を統制する必要がないと思はれる。素朴な議論かも知れないが、労働力の代價はそれに依り生産された生産物の價額に依存すべきであつて、逆に生産物の價格が労働力の價額に依存するとは考へられない。勿論右の見解については私自身も後から後へと疑問が湧き上つて来るので、正確なことは第二分冊以下に譲り度いと思つてゐる。然し、假に若し賃金を生産費構成要素として之を抑制するとするならば、之と同じ實效性、同じ態樣を以て抑制すべきものか他に若干存在することは言ふ迄もなからう。

注五、單位生産物の「重要性の度合」は種々の原因に因り變動する。而して計畫經濟の目的は價額の變動を可能なる限り生産費のみに依存せしむるに在ると思はれる。

第二節 適用上の實際的困難（註）

私見は理念論としては敢て反對しないが、それを實際に適用することは不可能ではなからうかといふ疑問である。

之は成程一理ある疑問であつて、労働に歸すべき生産物の識別が如何に困難であるかは多言を要しない。然し此の點は、凡ゆる賃金理念論に程度の差こそあれ共通するもので、例之生活費賃金原則に於て標準生活費の算定が如何に困難であるか、に依つても知られよう。従つて茲では労働に歸すべき生産物の識別の能不能は一に科學の進歩に依存することを確認し、それによつて人智の進歩なくしては眞の幸福は決して存在し得ないといふ自明の理を痛感するに止めて置く。

尚、私見の適用上の實際的困難については賃金制度論として詳細に研究する豫定である。

註、賃金制度論は第三分冊として發表したいと考へてゐる。

第三節 賃金理念論と労働運動

從來からも賃金に對しては種々の立場から種々の要求が提出されてゐるが、其等と私見との關係はどうであらうか。

支配的な賃金理念論の一として生活費賃金原則を挙げ得る。此の原則は、賃金は労働者の生活を保障するに足るものでなければならぬとか、賃金は人たるに値する生活を保

障するものでなければならぬ、と要求する。

生活費賃金原則は右の如き美辭麗句に依つて表現され且つ所謂資本に依る労働の搾取と相俟つて賃金の社會政策的理念として今日最も入口に膾炙してゐるのみならず、我國の賃金統制の趣向も之を裏書する様に思はれる。(註一)此の立場は又私見を同一賃金原則と同視し、それ故に私見は労働を商品視するものとして非難するであらう。

私見が同一賃金原則と同一なりや否やは自ら分明となるであらうから、茲では生活費賃金原則に對する批判として私見の三つの前提を掲げて置かう。(註二)即ち

第一の前提は

「生きる爲めには働かねばならない。働いた結果はその生産物で現状以上の生活が出来ない場合もあらうし、又反對に現状維持若はそれ以下の生活しか出来ない場合もあらう」といふ命題であり、

第二の前提は

「賃金の額が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給されるならば、現在に於ても尚且つ労働生産物の價額は労働者の一生の生活費を原則として償ひうるであらう」といふ命題(註三)であり

「等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全労働力が配置され、且つ可能なる限り賃金額の上昇が試みられるならば、現在は勿論遠き将来に至る迄、労働に歸すべき生産物の價額は労働者の一生の生活費を償って充分に餘りあるものであらう。」

といふ命題である。(註三)

諸、賃金理論に就いて最も問題となるのは労働運動と賃金理論との關係であらう。私は凡ゆる労働運動はその綱領中に必ず一定の賃金理論を掲ぐべきものと信じてゐる。もし茲に何等の賃金理論なき労働運動ありとするならば、それは國家内に何等の運動方向なき一つの集團的威力を形成することに外ならない。而して斯る集團的威力の存在又は形成は國家總力戰の今日に於ては理論的に否定せらるべきであらう。

では次に生活費賃金原則を採用する労働運動ありとせば、その存在は果して肯定せらるべきであらうか。

此の問に答へることは至極困難であつて、私も今の所では充分なる自信を持つてゐない。然し茲で労働運動に對する私の感想を一應羅列するのも無意義ではなからと思ふ。

諸、労働運動を論ずるに當つて先づ第一に取り上げらるべきはその思想、そのへ主観であらうと思ふ。

労働運動に従事する人々の言動、特にその過去に於ける言動を見聞して私の感ずるところは、彼等には何となく「人間性」(註四)に對する悟りが缺けてゐる様に思はれることである。

その結果彼等は

「如何なる境遇に於ける人心Psychicが眞實の人心Psychicであるか」(中論註一)を内省せず、人心Psychicについて、或調を帯びた歪み通る様な認識を持ち得ないと思はれる。

具體的に表現するならば、労働力過剰の時に於ける資本家の心(註五)を資本家の眞實不變の心と解釋し、それ故に例之「吸血鬼」といふ言葉を以て彼等は資本家を呼んだのである。處か他方労働者については同じく労働力過剰の時に於ける労働者の心は異々たる心を彼の眞實不變の心と看做したのである。然し乍ら私としては「労働力過剰」の時に於ける両者の心は夫々その一面を示すに過ぎないものと考へてゐる。だから両者の眞實の心を會得する為めには「労働力不足」の時に於ける両者の心をも研究しなければならぬといふことになる。では労働力不足の場合にはどう變化するであらうか。

大抵に言ふならば、労働力不足に基因する労働者の救済の活動は、資本家をして例之「肯徳者」とか「此の徒輩」とか言ふ言葉を以て労働者を叱はしめてゐる様である、以上の過程より結論を急ぐならば次の如く言へやう。

即ち、労働運動家は労働力過剰の時に於ける両者の心を夫々の眞實不裂の心と評し、それ故に資本家を「醜悪なる存在」、「罪深き者」と呼び、労働者を「窮弱たる愛すべき存在」と呼ぶ。その結果は彼等は両者を本質的に相反撥開争すべき存在と考へる。そして後者の團結に依る前者の壓服を任務とするに至らう。

然し乍ら、労働力不足の時に於ける両者の心をも併せ考へる時、私は両者の心に本質的な差を認め得ず、共に「罪深き存在」たることを心漸めつゝも悟り、それ故に両者の互譲協調を願ひ、その為めの準備を祈つてゐる。(八三九)而してその準備の第一着手を賃金理念論に私は求めてゐる。

要之、労働運動が國家主義の各の下に否定せられる場合ありとすれば、それはそれに従事するものが國家的にお互的にお互の構造を異にする二つの集團を前提としてゐるからであらう。

労働運動に對する第二の批判は、それに従事する人々の生産力に對する見解に關聯す

るものである。

「如何なる境遇に於ける人心が眞實の人心であるか」といふ問いは、自ら又「如何なる作業條件に於ける人の生産力がその人の眞實の生産力であるか」といふ問いを提供する。而して前者を問題とせざる労働運動は當然に又後者を、少くも正當には、問題としな

いであらう。労働力の生産性に就いての深き反省を缺くが故に、労働運動家の第一の要求は「食」であり賃金(註大)ではあり得ても生産性ではあり得ない。その結果は生産性の如何に不拘、又國家の政治経済情勢の如何に不拘、免に爾労働者の生活文は保障すべしと要求する、少くも第三者にはさう感じられる。此の段は労働運動と生活費賃金原則との相即不離の關係の生みの親でもあらう。かくして労働力の生産性に對して深き反省を有せざる労働運動は一にも二にも生活保障を要求する。それだけならまだよゝが技能に應ずる増額をも同時に附加する。賃金について此の二つの要求を此すことは若し私にはどうしても身勝手であり、非論理的なやうに思はれる。

賃金理念論についての此の二元性、妥協性は労働運動をして國家経済全體に對する正しき發展傾向を閉却又は輕視せしめずには置かない。即ち、大抵の労働運動家は私見の

第一、第二、及び第三前提を明確には表現せず、従つて又労働力の維持培養と土地及び技術の開放に對する理論的基礎附けを試み、それに依り労働者の生活を向上せしめやうとは試みないのである。尚又社會保險の生産性を正當には評價し得ないであらう。

生活費賃金原則は先づ第一に生活の安定を要求する。然し乍ら「賃金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべし」との私見は、先づ第一には労働生産物の價額を問題とし、その上昇の爲めに新しき設備の誕生せんことを問題とする。私見にとつては、労働者の生活保障は資本家に要求すべきではなく、自らの生産性に依り獲得すべきものである。

次に生産性を第一に問題とする私見は、「働きに働く」時局下の労働者の賃金が上昇に上昇することを、何等の矛盾をも感ぜず、認めその抑壓を考へない。

生活費賃金原則は一應戦前の生活状態を適正と認め、それ故に戦後の生活状態を論ずるには賃金指数と物價指数との兩者より實質賃金指数を出し、それを戦前のそれと比較するに過ぎない。前者が後者と等しいか又は十若は二十パーセント位の低下ならばそれで我慢するといふことにならう。處が私見の立場からするならば、戦後の労働者は働きに働いてゐるのだから、戦後の實質賃金指数が戦前より低下するといふのが不

思議であるといふことになる。國家の姿が働きに働いてゐるのだから、その反映たる労働者の姿も亦働きに働いてゐるのは當然であつて、我國の總生産額の上昇は國家の姿を賃金額（理論的には實質賃金指数たるべきである）の上昇は労働者の姿を夫々示してゐる譯である。處が注意すべきことは國家の總生産額が假令上昇しても、その中に占める生活必需品の産額の割合は大いに下落してゐるといふことである。此の國家の姿が労働者に反映するならば、賃金額の上昇にも不拘、その中に占める生活必需品の額の割合が大いに低下してゐるといふことになる。（註七）

以上の過程より結論を急ぐならば、戦後の實質賃金指数は戦前よりも同程度上昇すべきではあるが、（註十）その中で生活必需品の購入に振當てらるべき割合は下落せざるを得ず、その結果は賃金に對する強制貯蓄と消費現正に要求されるに至るといふことにならう。處が生活費賃金原則の立場からは、賃金は凡て生活必需品の購入にむけらるべく、その部分の低下は實質賃金指数の低下に依り示されると解するであらう。要之、生活費賃金原則と結合せる労働運動は、労働者の姿を國家の姿に正當に反映せしむることを忘却するであらうから、此の點にも大なる缺陥を有するであらう。

尚、生活費賃金原則は之を理論的に見るならば、労働生産物の價額が丁度生活費に等

しき場合にのみ妥當すると言ひ得やう。

最後に賃金理論に對する労働者の要求の一端を述べよう。

先日私が府下の米米織工場を訪れてその賃金制度を尋ねた際に村りの某氏は「現在は全部日給制です。二、三年前迄は一部請負制でありましたが、全部廢止しました。その理由は請負制だと仕事の繁閑に依り収入が不定になり、且つ日給制の様に毎年確實に昇給するといふことかたないのて、労働者諸君の善はなからず」と言はれた。

此の言葉は賃金に對する労働者の要求を端的に表現して眞に道理ある要望ではあるが、私見は此等の希望は他の方法即ち社會保險で充足すべきものと考へてゐる。

註一

國家の姿、國家の苦樂を労働者の姿に如實に反映せしめんとする賃金理論の立場からは、生活費賃金原則を人道的なりとは決して考へない。従つて生活費賃金原則の説明に用いられる人道的表現を私は單なる美辭麗句なりと言ひ度い。

註二

賃金額の變動を労働力に對する需給關係より説明せんとする時には、何人も常に労働力の供給と労働力の需要の兩者より出發するであらう。同一賃

金原則もその一つであると思ふ。然し私はそれに反對して見た。此の點については第十一節「労働力の需給と賃金額」に就いて述べるであらう。

註三

「等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る」様な状態を實現する為めには種々の方法が在らう。一國の狀態の如何に依り、それは或ひは自由放任或ひは勞務動員等の諸形式で採用されるであらう。然し何れの場合に於ても賃金の額が私見に従つて決定されることを前提とする。

次に「賃金額の上昇」であるが此の目的は二つの方法に依り實現さるべきであらう。第一は土地及び技術の解放であり、第二は労働力の維持培養である。前者は第八節「労働者の能力と土地及び技術の解放」に於て、後者は第十一節「労働力の培養と労働時間」に於て取扱ふであらう。

註四

「人間性」といふ言葉を私は「人かたは如何とも爲し難き人の心の構造」と解してゐる。而して此の人間性は深き體驗と高き詩情なくしては到底會得し得ないものと私は考へてゐる。

註五

茲に「心」といふは夫々の環境に於ける具體的な諸行為より歸納した心構

を言ふ。

註六、労働法の起源が若し奴隷に對する所有權法であるとするならば、賃金を先づ第一に問題とする段階は労働者の知識の向上を示す一つの象徴と言ふことが出来やう。

註七、國家の姿を労働者の姿に反映せしめんとする私見は、労働者の生活状態を實質賃金指数のみに依り判断せず、國家經濟の内容的變化をも考察の對象とすることに依り論ぜんとする。

註八、此の第二前提は、日本經濟を全體として觀察する場合には、充分妥當するであらうが、若しその一部分、例之中小商業部面、のみを取り上げるならば、その妥當性は否定されねばならぬ様である。

註九、時資の互譲協調の手は先づ資本家の方から差し出さるべきものではあるが、労働運動の首魁者は、労働者自體よりは遙かに秀れたる指導者として、資本家と同列に論ぜらるべきであらう。

註十、實質賃金指数は、労働者の生産的活動の状態を反映すべきものであつて、その對價たる賃金額の處分を労働者の自由放任に委すべきや否やを示すものではない。後者は生産的活動の具體的内容より判断すべきであり、而して生産活動の内容が事變前と事變後では大いに異なることは言ふ迄もなからう。

第四節 消費規正と強制貯蓄

インフレーションの防止が時局下日本經濟の最も緊迫した問題であると言はれてゐる。賃金の立場からインフレーションを問題とする時には、それは實質賃金指数の低下即ち労働者の生活状態の低下として提起されてゐる。

既述の如く生活費賃金原則の立場からは、唯實質賃金指数の低下のみが直ちに問題とされ、その低下率は漠然と感情的に追究され、その本質に至つては殆んど省みられないと言つてよからう。

然し賃金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべしといふ私見は、戦時下の労働者状態について次の二つの疑問を當然に提起せざるを得ない。即ち



その一つは、事變後の労働者の生活が壓迫されてゐるといふこと自體が直ちに問題とされ騒かれることが、私には不思議でならない。といふのは日本が有史以來の大消費戦を行つてゐる以上、又國家の苦榮は即ち國民の苦榮である以上、國民生活が壓迫されるのは一應は當然と考へらるべきで、生活の壓迫を自體が直ちに問題として取り上げられることは、それ自體が問題であらう。従つて最近ぼつ／＼發生しつゝあるやに聞かれる生活難を理由とする賃金値上げ要求の労働争議は、生活難を自體を直ちに争議原因とする限りに於て、又かゝる争議が労働組合に依り支援される可能性の存する限りに於て、政府當局より時局の認識不足として押壓されても致し方あるまい。(註一)更に此下争の程度を争議原因とする場合に於ても、實質賃金指数のみからはその妥當なる程度を確尼し得ないであらう。

疑問の二は、事變以來實收賃金の指数が相當顯著に上昇してゐるにも不拘、労働者の生活難が叫ばれてゐるのか私には不思議である。なんとなれば實收賃金指数の上昇は労働者諸君が事變以來はそれ以上に比し長時間働いてゐることを示してゐる。従つて賃金も若し私見の通りに支給されるならば事變後の労働者生活は事變前よりも餘裕がなければならぬからである。

ばならぬからである。

者、右の二つの疑問は、互に相矛盾して調和し難い様に見える。即ち一方は労働者の生活難を實收賃金と論じ、他方は労働者の生活向上を結論するものだからである。然し此の二つの矛盾は、國民たる労働者の苦榮はそのまゝ、國家の苦榮を體現しなければならぬとする私見の立場より、容易に解決されると思ふ。

今の我國の姿は働きに働きつゝも、現在の生活を極度に切りつめつゝ、東重新秩序建設を未來に夢みてゐると言ひうるであらう。それ故に労働者の姿も亦國家の姿を如實に反映しなければならぬから、時局下の労働者は働きに働きつゝも現在の生活を極度に切りつめつゝ、東重新秩序建設に貢献してゐると言ふ外なからう。第一の疑問は、労働者の現在の姿を問ひ、第二のそれは労働者の未來の姿を問ふものである。

一斯くて國家の姿と労働のものは一體たるべきではあるか、それは無為にして實現せられるものではない。而して兩者を一體らしむる政策は強制貯蓄と消費規正を除いては、外に無いと私は信じてゐる。

一以下結論を急ぐならば、戦時か賃金は凡そその中に軍需品の購入にあてらるべき部分を含むてゐる。處か軍需品は何人もその購入を放せず、又國法上その購入は許されざる

ものである。従つて賃金の此の部分又は各自が貯蓄すべきではあるか。之を労働者の自由意志に放任するならば、生活必需品の購入に振り向けられる。その結果は供給制限を強行せられてゐる生活必需品に、必要以上の購買力が支出され、生活必需品の價格暴騰と闇相場を實現する又である。而して他の條件にして一定ならば、需要増加に因る價格上昇は、不勞所得を惹起するだけである。之は結局労働者の無智に因り軍需品の購入に於てらるべき賃金部分が、價格騰貴を通じて、商品生産者及び販賣者に吸収されることを意味する。かゝる現象に對して國家のとるべき道は唯一つである。即ち生活必需品に關しては需要の減少をして供給の相對的減少に先行せしむることに外ならない。換言すれば軍需品の購入にあてらるべき賃金部分を、政府が労働者のために天引貯蓄を行ひ、同時に生活必需品の消費規正を行ふことである。(註二)

右の如くして行はれたる天引貯蓄は、他日軍需品たる大砲、彈藥、食糧等が大陸の戰場に於て煙となり、その後には善隣友好、共同防共、經濟提携の東亞新秩序建設となつて結實し開花したる際に於ける労働者の經濟的貢獻を象徵するものとならう。

註一、闇相場や品質低下等を考慮するならば現在の物價が想像以上に昂騰してゐ

ると言はれてゐるから、生活難それ自體を直ちに労働爭議の原因とすることは實或的には正しへであらう。

註二、賃金にして若し適當に天引貯蓄されるならば、少くも労働者自身に就いては消費規正を行ふ必要はないであらう。消費規正は、天引されても尚且つ政府と同様の購買力の餘裕を有する人々に對してのみ施行さるべきであらう。なんとなれば若し彼等を放任するならば闇相場が現現するであらうから。

然し消費規正の實行は部分的よりは全般的に行ふ方が却つて容易かも知れないから、労働者の消費をも同時に規正すべきであらう。尚、生活必需品の中でも米等は事變後と雖も事變前と少くとも等量に支給さるべき性質の物と思はれる。我國に於ける米穀問題の重要性は一つは茲に在らう。勿論米の類も問題ではあるが。

第五節 手當の問題

賃金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべしといふ私見の立場からは、所

諸手當の本質が特に問題となる。なんとなれば所謂手當といふものは、之を一見するならば、労働に歸すべき生産物の價額以上に貨幣が支給され、又は何等の労働生産物なきに貨幣が支給されるからである。従つて若し資金が私見の通りに支給されてゐるとすれば、所謂手當の支給は一應之を否定すべきものと考へられる。

所が時局下の日本経済は手當の支給を不可避ならしめてゐるので、現實の諸手當の内容、本質を疎かにし、且つ當爲としての諸手當の本質をも併せて考究することが私見の任務となる。

而して私見の立場から諸手當を分析する時には、先づ

第一に手當の財源が問題となり、それに従つて

第二には手當が資金なりや否やが問題となる。更に

第三には手當の支給主體が問題となり、最後に

第四には手當の支給に關する執行機關が問題となる。

私が以上の諸問題を敢て提起する所以は、手當の本質を明瞭にすることに依り、第一には手當に關して將來起るべき経済的思想的問題の解決に資し、第二には企業と國家との相互關係の具體的把握に貢献せんと欲するからである。

現在の所では時局経済の特殊事情特に労働力の不足に因り、手當に就いてはあまり深刻なる問題が発生してはゐないが、それにもかゝらず既にその萌芽は種々の形で生じてゐる。私は労働政策の擔當者や研究家が、労働力不足といふ彼等にとつては労資問題の解決に惹まれた條件に甘やかされて、労働政策の正しき發展對策を現在に於て怠らないうやうにと切望してゐる。

諸、手當が労働に歸すべき生産物の價額以上の支給と見られる場合とは早出、残業、時間外呼出し等の歩増手當、夜業手當等である。

次に手當が何等の労働生産物なきに支給せらるゝ如き場合とは休業手當、皆勤及び惰勤手當、通勤手當（註一）、食費の補給、寄宿舎の補助、應召手當、家族手當、有功賞、米代補助等の諸手當である。

後者の中で現在最も重要視されてゐるのは家族手當と應召手當であるが、之等については別に詳論する積りである。

又皆勤及び惰勤手當、有功賞等の手當は、企業團體が一つの複雑な社會であることを表現するもので、此等の詳細なる研究は企業團體の多面性、その非経済的な諸性格を示すであらう。

最後に一言附加すべきは私見の立場よりする手當の研究は、第一原則と第二原則との深き
相關々係を具體的に把握せしむるであらう。

注一 通勤手當は直接には労働者の運賃であるが、此の問題の詳細なる研究は、
同時に生産物の運賃の本質如何、といふ問題を提供し、それは又工業の地
問題に遡るべきであらう。

第六節 社會保險

賃金が私見の通りに支給されるとすれば、何等の労働生産物なき場合に於ける労働者
の生活を如何にすべきや、といふ問題が発生する。

労働生産物のなき場合は、その本質上二つに大別し得る。一つは、労働能力あり且つ
労働の意思を有するにも不拘何等の労働生産物のなき場合である。之は更に二つに細分
しうる。即ち一つは私的な場合で失業、休業、無職等がそれであり、二は公的な場合で
應召等がそれである。

大別はその二は労働能力なく従つて何等の労働生産物なき場合である。傷害、不具、

廢疾、老年等の場合が之である。

者 右の如く何等の労働生産物なき場合に於ける労働者の生活を保障すべき経緯機構
を、私は社會保險と呼ぶことにしてゐる。

而して私は社會保險には二つの前提が不可欠であると思つてゐる。即ち
第一の前提は「賃金の額が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給されるならば、現
在に於ても尚且つ労働生産物の價額は労働者の一生の生活費を原則として償ひうるであ
らう」といふ私見の第二前提の成立である。

然し乍ら若し此の第二前提が成立し得ないとするならば、それは私見の第三前提の成
立を要求する象徴である。

因に第三前提とは「等質等量の労働力が、凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる
殊に全労働力が配置され、且つ可能な限り賃金額の上昇が試みられるならば、現在に
勿論遠き将来に至る迄労働に歸すべき生産物の價額は、労働者の一生の生活費を償つて
充分に餘りあるものであらう」といふ命題である。

第二前提の妥當性が、時の経過に従ひ否定せらるべき時代に於ても、尚且つ社會保險
を存続せしむるとせば、その社會保險は第三前提の實現を強制するに至るであらう。私

はか、る過程を労働政策の進歩の象徴として喜ぶものである。

それは更に第三前提の妥当性すらも否定せらるべき場合ありとせば、それは果して何を意味するであらうか。私見に依ればそれは一國の人口政策時にその量的範囲についての反省を促す象徴である。(註)

次に社会保険の第二の前提は「各人に彼の負擔物を」といふ第二原則の發生根據たる祖國愛の肯定がそれである。而して此の第二の前提は人口政策の質的範囲と密接な關係を有してゐる。人口制限を行はなくとも國力を最大限に維持しうる期間内は勿論、然らざる場合に於ても、生れ來し同胞は凡て之を完全に育成しなければならぬ。前者の場合に於てはその育成はそのまゝ國力の充實であり、全國民の質的向上と量的増加とが共に要求され、その為めの経費擴張の發生が要望されやう。

註 一是の國土を前提とするならば、その國力を最大限に維持する政策は必ずその中に人口制限を含むに至る可能性を有するであらう。勿論人口制限を必要とする時期は、科學の進歩如何に依り、或は早く或は遅く到来するであらう。

第七節 賃金統制の目的

事變以來賃金に關しても、若干の重要な統制法令が施行されることになった。關西産聯青沼氏に依れば此等の諸法令の目的は大體三つに要約される。即ち

- 一は労働者の生活保障といふ見地から賃金の低さを抑へんとする場合
- 二は物價の見地から生産費構成要素としての賃金を抑へ、且つ購買力としての賃金の回収を目的とする場合
- 三は労働力配分の見地から為される場合である。

私は此等にも一つの目的を追加し度いと思ふ。

それは労働の生産性を高めることである。勿論此の目的は第一及び第三の目的と密接な關係を有してゐるのではあるが、生産力補充の喫緊性の極めて大なる時局下の日本経済にとつては、之を賃金統制の一つの獨立の目的とするには重機ではなからうと思ふ。若し賃金統制の不完全さがある程度以上に達するならば、労働者自身に依る生産性の切下げ、思想悪化其他の弊害が生ずるであらうから、賃金統制は労働の生産性の向上をも目的としなければならぬことは明かであらう。之を賃金統制の第四目的と呼んで置く。然らば私見と此等の四つの目的との關係はどうであらうか。先づ第一目的と私見との

關係から入らう。

81

資金統制の第一目的たる労働者の生活保障については、資金が若し私見の通りに支給されるならば、労働者の生活は少くも現在では必ず保障されると言ひうるであらう。若し等質等量の労働者が、凡ての企業に於て等額の資金を獲得しうる様に全労働力が配置され、且つ可能なる限り資金額の向上が試みられるならば、労働者の生活は充分保障されるであらう。

次に第二目的と私見との關係であるが、此の點に就いては私は一つの大きな疑問を抱いてゐる。経済學についての知識に乏しい私には、此の問題を取扱ふ資格がないのであるが、大方の御教示を仰ぐつもりで以下に私の考へを述べてみよう。

資金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべしといふ私見の立場からは、資金の額の統制は結局に於て生産物の價格の統制といふことにならざるを得ない。若し生産物の價格にして適正に統制されてゐるとするならば、それから算定された資金の額は自ら適正に統制されるであらう。従つて私見は資金を生産費構成要素なりとして之を抑制し、それに依り生産物價格の抑制を企圖することは本末顛倒なりと考へてゐる。換言すれば労働の報酬は、當該労働生産物の全經濟財中に於ける重要性の度合に依り自ら決

定されるものである、と私見は前提してゐるのである。而して生産物の適正價格は是の方法に就いては、第一節に於て既に述べたつもりである。

要之、物價の見地からする資金の抑制は、少くも現在の所では私見の承認し得ざる所である。然し乍ら購買力としての資金の回収の必要と、それに即應すべき消費規正とについては、第四節「消費規正と強制貯蓄」に於て説明した通りである。

次に第三の労働配分の見地から為される資金統制と私見との關係であるが、之は具體的に言ふならば、従業者雇入れ制限の實効性と妥當性は、資金の平均化を前提とするといふことに外ならない。然し此の點は生産物の價格が適正に決定せられ、且つ資金が私見の通りに支給されるならば、資金の公平化平均化は自動的に實現せられ、敢て強制的規正を必要としなうであらう。なんとすれば労働者は高き資金を求めて自然に移動するものであるが、此の移動は生産物の適正價格と私見を前提とする限り、そのまゝ肯定せらるべきものだからである。(註一)

最後に、第四目的たる労働力生産性の向上であるが、之は資金が若し私見の通りに支給され、且つ等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の資金を獲得しうる様に労働力の配置をするならば、自らそして最も合理的に實現せられるであらう。

註一、賃金を私見の立場通りに支給するならば、逆に労働者を一企業に拘束するも可なりといふ結論が生じ得る。茲に道所が客観的に判定し得ざる場合に於ては、そして若し賃金額が労働生産物の價額に等しく支給されるとすれば、何人も一企業への拘束に反対すべきでないと言へやう。

現在の處では私は、労働者の移動制限は之を是認すべきであるが、賃金をのもの、抑制には反対である。前者の理由が未だはつきりと分らないのを私は遺憾に思つてゐる。

第八節 労働者の能力と土地及び技術の解放

一見すれば私見は賃金額をして労働者の能力に等しからしめんとする様ではあるが私見の直接の目的は、賃金の額をして労働生産物即ち具體化されたる労働力の價額に等しからしめんとするのみで、賃金額と労働者の能力との關係については直接には何ら言及してゐない。

然し私見は先づ第一は、労働者がその労働力を具體化する機会を發見し得ざる場合の存することを認識する。此の點については第九節の社會保險の問題とするであらう。

次に私見はその中で労働力が具體化される自然的人為的條件の不平均に基き、等質等量の労働力に歸すべき生産物の質量に差異を生じ（註）その結果その間に賃金の高低の存するに至ることを看過するものではない。

否むしろ如何なる賃金論よりも私見はかゝる現象の存在を純粹に且つ痛切に發見しそれ故にかゝる現象の克服を何ものよりも切望する。

賃金の立場より端的に表現するならば、經濟統制の最大眼目は、等質等量の労働力か凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全労働力が配置され、且つ可能なる限り賃金額が高められることであると言へやう。それ故に私見は、等質等量の労働力が同一のそして可能なる限り高き賃金額を獲得し得る様に努力することを經濟統制に要求するものである。

而して等質等量の労働力の賃金を等額ならしむる目的は、國家權力に依る労働員又は自由放任に依り達成せられるであらうが、賃金額を可能なる限り高める目的は労働力の質的向上と作業條件の改善向上とに依り實現せらるべきであらう。労働力の質的向上は第十一節「労働力の培養と労働時間」に於て、作業條件の改善向上は第九節「農業労働力と土地の解放」及び第十節「中小工業労働力と技術の解放」に於て夫々述べるであ

借、次第以下に於て「土地及び技術の開放」を論ずる豫定であるが、それに先立ち一言問題の意味を益々明瞭にしやうと思ふ。

同一人の心もその時々々の環境に応じて種々に變化せざるを得ない如く、同一人の生産力も亦作業条件の不平均に応じて高低を生ずるに至る。前者に就いては如何なる環境に於ける心かその人の眞實の心なりやといふ疑問が生じ、後者に就いては如何なる作業条件に於ける時の生産力がその人の眞實の生産力なりやといふ疑問を生ずる。斯る疑問に對しては、最悪の環境又は最悪の作業条件に於ける心と生産力がその人の眞實の心であり、生産力であると言へることか一番無難であらうと思はれる。生産力に就いて言へば最低の作業条件に於ける生産力が、少く共現在の賃金制度又は小作制度の下では原則として、その人の眞實の生産力と認められ、それに従つて賃金額が決定される。その結果より高き作業条件の中で同一の生産力が具體化されたる場合に於ても、その賃金額は最低の作業条件に於ける賃金額に準じて決定されるのが普通である。斯くして同一の生産力も高き作業条件の下に於ては、低き作業条件に於けるよりも、より多くの産額を擧げうるにも不拘、その差額は原則として企業者利得となる。

右の事は土地生産力の不平均に基く差額利益に就ても同様である。

然るに賃金額及び農民の收入を上昇せしめんとするならば、作業条件の不平均に基く差額利益の處分、その歸屬を如何にすべきやといふ問題に到達せざるを得なくなる。差額利益を個人に歸屬せしむべきや、全体に歸屬せしむべきやが「土地及び技術の開放」の問題の核心である。

註 「作業条件の不平均に基き等質等量の労働力に歸すべき生産物の質量に差異を生じ」云々と言ふも、此の表現は極めて非論理的である。然し此の點に就いては以下の行論に於て自ら明瞭にならうと思ふ。

第九節 農業労働力と土地の開放

紡績女工の賃金が低額であるとの非難に對しては、工場での生活水準は農村に於けるよりも相當高いといふ解答が、工場側より與へられたるやに私は聞いてゐる。

此の言葉の眞偽は別として、兎に角農村の生活程度が相當に低いことは明瞭であらう。その原因は種々あらうが先づ第一には農民の收入が少いといふことであらう。

農民の他収入は賃金に關する私見の立場からは、農業労働力に歸すべき生産物の價額が低いといふことに外ならない。

此の事は二つの問題を提起する。

一は農業生産物の價格が、工業生産物の價格よりも相對的に低いのではなからうかといふ問題であり

二は、農業労働力に歸すべき生産物が何等かの原因に依り減投されてはゐないかといふ問題である。

茲では農村内部文の問題である後者を取り上げる。(註一)

既に屢々述べた如く、経済統制の目的は、等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力を配置し、且つ可能なる限りその賃金額を高めることである。然し労働力はそれが具體化される自然的人為的條件の不均等に從ひ、労働に歸すべき生産物の價額に差異を生ずる。(註二)それ故に統制の目的は自然的人為的條件を平均化し、且つそれを向上せしむることにより、等質等量の労働力の賃金を平均化し向上せしむることではなからう。

経済統制より見たる中小工業問題は主として人為的條件に關係し、農業問題は自然的

條件及び人為的條件の兩者に關係する。人為的條件より見たる農業問題は、農業の機械化の問題であるが、茲では省略することにす。

尙、自然的條件即ち土地の生産力が不均等であることはいふまでもないが、統制の目的は之を平均化し高めることである。處か自然的條件は人為的條件とは異なり、此の平均化を徹底化することは不可能である。従つて此の平均化し得ざる土地生産力は、具體化されたる等質等量の農業労働力に不均等を生ぜしめる。その結果農業労働力に歸すべき生産物の質量は、大体に於て最低のものに決定され、不均等に因る差額は地代となつて地主の収入となる。

然し私は地代収入、土地生産力の不均等に基因する差額利益の地主歸屬に對しては相當疑問を持つてゐる。それは少くも次のことでは言へると思ふ。即ち自然的條件の不均等に基く収入と、人為的條件の不均等に基く収入とは、之を同一に論ずべきでないといふ點である。なんとなれば後者が、その不均等の生みの親又はその譲受人に歸屬することは、一應之を無條件に肯定し得ても、前者についてはその不均等の生みの親は、神ではあつても決して入ではないからである。

従つて問題は、神に歸すべき自然的條件の不均等に基く差額利益を、何人に歸屬せし

むべきことにならう。而して此の問題の解答を私は土地の解放と呼んでゐるが要するに私は地代の本質論に關する意見を渴望してゐるものである。私自身は地代の研究に當つては二つの事項に細心の注意を拂ひ度いと考へてゐる。即ち一つは地代と主権との關係であり、二は地代と利潤との餘利價値の三者の關係である。

註一、農業生産物の價格の問題を對外問題と解する所以は、その價格の決定方法如何が他の生産部門に従事する人々の生活にも直接に關聯を有するからである。例之、農業生産物の價格が絶対的又は相對的に高き決定されるならば、他の生産部門に従事する人々の生活はそれ文屬屈にならざるを得ない。そしてこの事は逆に農民全體の生活の絶對的又は相對的向上を意味するであらう。否理論的にはさうならざるを得ない筈である。處が現實は、農産物特に米の價格の引上げが農民全體の生活向上を意味し得ず、逆にその極く限られた一部分のみの生活向上を齎すに過ぎないといふことを示してゐる様である。

然し乍ら、買金の額を労働に歸すべき生産物の價格に等しくすべしとい

ふ私見の立場からは、農産物の價格の上昇は農業労働力の所得額の上昇を簡らさなければならぬ筈である。従つて私見は斯る結論を現實たらしめ得る様な經濟機構の誕生を切望し、それ故に本章では此の部分又を取り上げる次第である。

註二、「作業條件の不平均に従ひ、労働に歸すべき生産物の價額に差異を生ずる」といふも、之はあまりにも非論理的である。なんとすれば作業條件の不平均に基く主観利益は原則として凡て企業家利得となり、労働に歸すべき生産物の價額は原則として最低の作業條件に於けるものに依り決定されることいふことは前述の通りである。従つて私見としては、高き作業條件に於ける労働力が、低き作業條件に於ける労働力よりも、機構的により高き買金額を獲得しうる様な對策を先づ第一に望み、次に作業條件の不平均を除きする對策を望むるのである。而して作業條件の不平均が、土地生産力の如く全然自然的なる場合と、機設備の如く全数人為的なる場合とは、之を峻別しなければならぬと私は考へてゐる。

尚、作業条件の不平均の問題は究極に於て人と物との關係の本質的究明を
要求するものである。

第十節 中小工業労働力と技術の解放

経済統制の目的は、資金に關する私利の立場よりすれば、具體化されたる等質等量の
労働力を凡ての企業に於て等額ならしめ、且つ可能なる限りその額を高めることである。

此の點より中小工業問題を論ずるならば、次の三點が問題とならう。

第一點は、中小工業の作業条件を大工業のそれ迄に高めることである。

第二點は、作業条件の向上に基く増加生産額を如何に處分すべきかといふ問題である。

第三點は、右の二點の解決にも不拘、尚中小工業労働力の賃金額かその生活費を償ひ
得ざる場合の問題である。

皆、第一點と第二點とは合して「技術の開放」といふ命題を形成し、第三點は所謂轉
業問題である。

尤も第一點より述べやう。第一點は通常「技術の公開」と呼ばれるものである。而して
「技術の公開」は、技術的貢獻を私益たらしめず公益たらしめることに依つてのみ、可

能であり、之は現行の特許權法等の根本的改正を要求するであらう。

然し乍ら、如何に技術を公開しても、中小工業に於てその技術を採用する経済的能力
がないならば、實際問題としては中小工業労働力は、大工業労働力と等額の賃金を獲得し
得ないのであらう。

そこで中小工業をして最新最高の技術の採用を可能ならしむる爲めには、中小工業に
對して如何なる組織形態を與ふべきやといふ問題が發生する。然し此の點は省略するこ
とにする。

次に第二點は作業条件の向上に基く増加生産額（註）を如何に處分すべきやといふ問
題であるが、此の増加生産額即ち作業条件の不平均に因る差額利益は、現在のまゝの經
済機構に於ては、その不平均の生みの親たる技術家又はその承継人たる企業家の所得と
なつてゐる。従つて中小工業労働力の賃金は、作業条件の向上にも不拘、殆んど上昇し
ないと言へやう。

然し乍ら、作業条件の不平均に因る差額利益の全部を技術家又はその承継人たる企業
家に歸屬せしむることの妥當性を私は大いに疑ふものである。以下簡單にその理由を述
べやう。

「科學に國境なし。されど科學者には祖國がある。」と誰か言ったと思ふ。而して科學者に祖國のあることは勿論ではあるが、科學それ自体にさへも國境があると私は思ふのである。かく言ふも、科學の對象それ自体に國境があるといふのはなく、眞善美を探究する方法がそれ、その國情、國民性を反映してあると言ふのである。斯く考へるならば科學者にも亦科學にもそれ、國境のあること不明瞭であらうと思ふ。

加之、科學特に技術の生みの親たる技術者と國家との關係は想像以上に密接である。なんとなれば現代の最高最新の技術は國家の保護助長なくしては考へられないからである。科學者の生成發展が如何に多く國家即ち全國民の有機的生産活動一般の恩恵に浴するかは言を俟たないであらう。次に又

後に此の點を除くとするも、技術者の技術的貢獻に對する莫大なる排他的獨占力は、一にも二にも、主權即ち全國民の有機的生産活動一般の賦與するものであるから、技術的貢獻の凡てが技術家に歸屬することはあまりにも不合理であらう。

以上の諸點は實に技術者に妥當するのみならず、更に又、否、より多く企業家に妥當するであらう。

以上の過程より私は、技術的貢獻の何パーセントかは技術家の利益たゞしむるも、原

則としてその餘は全部國民全体の利益たらしめんと欲する次第である。斯くすることにより、技術の進歩は即ちそのまゝ、國民生活全般の向上を意味するに至らう。勿論かゝる結論を實現する為めには技術家の身分、待遇に就いて特別なる機構を必要としやう。

最後に第三點であるが、以上の二點の解決にも不拘、尙中小工業労働力の賃金額がその生活費に達せざる場合には之を如何に解決すべきであらうか。

結論を急ぐならば、此の問題は結局に於て、中小工業の分野に於ては私見の第三前提の妥當性が否定せられ、その結果は中小工業に於ける人口制限即ち轉業の不可避なることを示すに外ならない。

因みに私見の第三前提は次の如くである。即ち

「等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全労働力が配置され、且つ可能な限り賃金額の上昇を試みられるならば、現在は勿論遠き將來に至る迄、労働に歸すべき生産物の價額は労働者の一生の生活費を償つて充分に餘りあるものであらう。」

注、「作業条件の向上に基く増加生産額」といふも、此の點は充分に吟味する必要があるらう。

既述の如く経済統制の目的は、具體化されたる等質等量の労働力を凡ての企業に於て等額ならしめ、且つ可能なる限り賃金額を上昇せしむることである。

後者は二つの方法に依り實現しうるが、その一つは作業条件に關するし、有り、その二は労働力に關するものである。前者は既に第九節及び第十節に於て畧述したので、本節に於ては後者を取扱ふことにする。

尙、労働力の見地から賃金額を可能なる限り上昇せしむる為めには、労働力の質的向上を計る以外には無からうと思はれる。(註)勿論労働力の質的向上がそのまゝ直ちに賃金額の上昇を意味し得る為めには、賃金の額が私見の立場通りに支拂はれることを前提とする。

右の前提の下に、労働力の質的向上を考へるならば、それは一般的向上と特殊的方向とに分類せられる。而して説明の便宜上後者から先に述べるならば、労働力の特殊的方向向上とは労働力に技術的教育を施すことに外ならず、そして此の點の重要性は事變後に於て急激に昂められるに至つたことは言ふ迄もない。

次に労働力の一般的質的向上の問題であるか、之は要するに労働者の體位向上の問題

である。而して労働者の體位向上が一般の體位向上と異なる所以は、前者が労働時間と作業条件とに特に密接なる關係を有するからに外ならない。

労働時間と體位向上との問題は種々の見地から考察するべきではあるが、茲では簡單に、體位向上の爲めの労働時間の制限は、賃金が私見の立場通りに支拂はれること、を一つの大きな前提と言つて置かう。

註

賃金額を上昇せしむる方法として労働力の培養を論ずるのは、それに依り労働者をして獨立の活動主體ならしめんとするに外ならない。

第十二節 労働者の労働法上の義務

生産物の價格が適正に決定され、且つ賃金が私見の立場に従つて支給されるとするならば、労働者の目的は等質等量の労働力が、凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力を配置することである。

労働者の目的を右の如く表現するならば、それは一見複雑な様に思はれるが、その意味する所は、適材を適所に配置することか労働者の目的である、といふに過ぎない。

指 勞務動員の目的とする所は、少くとも極めて最近迄は、自由放任の下に於て最もよく達成せられると考へられて来た。而して此の見解の妥當性は極めて高く評價さるべきではあるが、科學の進歩に伴なつてその妥當性は漸次に減少となるに至ると思はれる。加之、自由放任に依る適枚適所主義は、一定の限られたる時空の制約下に於てある目的を實現せんとする場合には、種々の理由から、相當に否定さるべきであると言ひ得やう。勿論斯る結論は極めて困難なる研究を必要とするであらうが、茲では省略することにする。

以上の極めて不十分なる過程より、自由放任主義を一應否定するならば、國家権力に依る適枚適所主義が之に代つて登場するに至らう。

然し乍ら、國家権力に依り適枚を適所に配置するといふも、科學の發達の現段階に於ては、國家権力に依る勞働力の配置の妥當性は極めて不十分なるを免がれないであらう。従つて凡ての勞働者が之に對して大なり小なりの不平不満を懷くに至るは、蓋し避くべからざる現象であらう。此等の點に就いての研究は一應之を割愛して結論を急ぐことにしやう。

要之、國家権力に依る勞務動員を既に必至と解するならば、その内容と條件が次に開

題とならう。

而して勞務動員の内容としては、既に第一節の「生産物の價格とその變動」に於て述べた様に、ある一定の時期に於ける勞働力の配置状況を一應適正と看做し、従つてその移動を原則として禁止する以外には方法がなからうと思はれる。(註一)

次に斯る移動禁止を行ふに當つての最少限度の前提條件としては、資金が私瓦の立場通りに支給されることを擧げ得やう。即ち、國家の姿を如實に勞働者の上に反映せしめ得る様な資金制度の起生が、少くとも理論的には、移動禁止の前提條件であらう。従つて若し此の前提にして充足せられてゐるとすれば、如何なる勞働者も移動禁止(移動命令)をも含むことは言ふ迄も無からう(註二)を甘受すべきであらう。

さうならば、實踐論としては、第二點の實現が早速には望み得ないとするも、尙且つ第一點の實行は必要ではなからうかと思はれる。

以上の如き見地より、これから國家總動員法に依る勞働諸法令を批判することにしやう。

國家總動員法に基く勞働諸法令は、その殆んど凡てが雇傭主文に罰則的義務を課し、勞働者自體には何等の罰則的義務を課してゐない。例之、従業者雇入制限令は、職業法

介所長の認可を受くべき罰則的義務を雇補主文に課し、被補者たる労働者には何等の罰則的義務をも課してゐない。然し此の兩者を然く差別して取扱ふことに、私は大なる疑問を持つてゐる。従業者雇入制限令の實効性が若し小なりとせば、その一大原因は此の點にあると思はれる。それで今問題となつてゐる所謂労働手帳は、労働者に少く共「自己の職歴を偽らざる」労働法上の義務を事實上負せしめ、それに依り雇入制限令に充分なる實効性を與へんとするものと私は解してゐる。従つて労働手帳の問題は、私にとつては雇入制限令にのみ關する事項ではなく、労働者自身に國家總動員法に依る労働法上の義務を課すべきや否やといふ一般的な問題を意味してゐると思はれる。(註ニ)

然し茲に注意すべきは労働者に労働法上の義務を課する為めには、少く共通なる賃金制度の確立、即ち私見の實現を前提とすることは既述の如くである。

現在の總動員法が労働者に何等の義務を課してゐない理由は、為政者が右の前提を認識してゐる為めであらうかといふ疑問がふと浮んで來る。然しその理由は為政者が右の前提を認識してゐるからではなく、彼等が無意識に生活費賃金原則の立場に立つてゐるからであらうと思はれる。なんとなれば生活費賃金原則は、労働者は一應とにかくその生活を保障せらるべき客體であつて、自主的に自己の生活を開拓すべき主體ではないと

少くとも無意識にさう考へ、その結果自主的な活動主體たらざる労働者に、法律上の義務を課することは不合理なりと思ふからであらう。

然し乍ら労働者が自主的な活動主體たるべきことは論を俟たざる所であるから、労働者自身に總動員法に依る義務を課する必要を私は信ずる。以下にその條件を述べやう。

賃金が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給され、且つ労働員が等質等量の労働力をして凡ての企業に於て等額の賃金を獲得せしむることを目的として行はれるならば、労働者に罰則を以てその移動を強制し、又は制限禁止することは極めて合理的であらう。

尚最後に一言附加すべきは、文明の進歩と共にある種の労働は、その必要性の増大にも不拘、次第々々に忌避されるといふことである。例之、農業労働、鑛山労働等がそれであるが、然し斯くの如き労働は、國家の存立發展に不可欠の要件を爲すものであるから、之を他民族にその大部分を委託せしむることは、如何ては委託民族の衰亡の根本原因とならなければならぬ。従つて天壤と共に窮り無き重運を扶翼すべき日本臣民は、農業労働及び鑛業労働を兵役に準ずる國民の義務として之に服すべきであらう。

注一、國民権力に依る移動禁止は道義的研究所の義務を、常に國家に對してのみならず私企業に對しても又、負擔せしむるに至るべきは當然であらう。

註二、此の點は、間取引を防止する爲めには、常に商人及び企業家に不作爲義務を課するのみならず、更に一般の消費者にも罰則を以て不作爲義務を課する必要がある、と言はれておると天道しやう。

第十三節 労働力の需給と賃金額

現実の賃金が如何にして決定せられるかは、私見にとり極めて重大なることは言ふ迄りないが、私の最も注目する點は労働力の需給と賃金額との關係である。

労働力の供給が相對的に増加すれば、賃金額は低下し、逆の場合には賃金額は上昇すると言はれる。然し私は未だその理由を納得して聞いたことがない。そこで私見の立場から一應その理由を想像してみやう。

賃金額の額を労働生産物の價額に等しくすべしといふ私見の立場からは、賃金額に作用するものは一に労働生産物の價額のみである。即ち賃金額の騰落の原因は、労働生産物

の價額の騰落でなければならぬ。果して然らば労働力の需給と賃金額との關係は、前者と労働生産物の價額との關係に翻譯すべきであらう。以下それにつき畧述する。

先づ第一に労働力の供給の相對的増加は、何故に労働に歸すべき生産物の價額を低下せしむるのであらうかといふ疑問より入らう。

労働力の供給が相對的増加とは、労働力の供給増加率が労働力の需要増加率よりも大といふことである。處が労働力の需要といふことは、生産物の需要といふに等しいから労働力の供給の相對的増加とは、労働力の供給増加率が労働生産物の需要増加率よりも大なりといふことである。従つてかかる條件の下に於ては、若し全労働力を具體化するとしても、その結果たる労働生産物の價額は、假令その質量の増加ありとしても、決して増し得ない。その結果は單位労働力に歸すべき労働生産物の價額、労働力の供給増加率に逆比例して低下するであらう。それ故に労働力の供給の相對的増加は、單位労働力に歸すべき生産物の價額の低下を通じて、賃金額の低下を齎すと言ひ得るであらう。但し茲に注意すべきは労働生産物に對する需要の増加なきに労働力の供給のみが増加したる場合に於ては、その増加せる労働力は自らを具體化する機會を發見し得ないであらう。なんとすれば増加労働力の具體化は、結局に於て全労働力に對して單位労働力の賃

社 會 問 題 調 査 資 料	
第一輯	社大黨を中心とした大阪市長戦績 昭和12年7月発行 四六版 18頁 定価 .05銭 郵税03銭(品切)
并 輯	京阪神に於ける第十四全國安全週間 實施状況調査報告 昭和12年8月発行 四六版 7頁 定価 .05銭 郵税03銭(品切)
第二輯	日本産業労働機構と戦時労働政策 昭和14年7月発行 菊版 140頁 定価 .80銭 郵税06銭(品切)
第三輯	商業社會政策と商店法の効果 昭和14年10月6日発行 菊版 90頁 定価 .80銭 郵税06銭

金額の低下を齎すが故に、既に自己の労働力を具體化する機會を有せる者の欲せざる所だからである。以上の考察は従つて労働力の相對的增加は賃金額低下の可能性を齎しつつも現實には寧ろ増加労働力の失業を齎すといふ結論に導くことになる。

要之、労働力の相對的增加が賃金額の低下を齎すといふことの根本的意義は、労働力の相對的增加が同時に労働生産物に對する需要の相對的增加を意味し得ないといふ點に在る。

右の事實に對し私見は、その第二前提の妥當性を認識し且つ第三前提の成立を希望する立場より、増加労働力が増加生産物を意味し得る様な制度即ち失業保険制度の確立を要望するものである。

労働力の供給の相對的減少についても同様の事が言へやう。

145
798

昭和十五年六月十二日發行
昭和十五年六月二十日發行

大阪市中區中之島三朝日ビル
協調會大阪支所

編輯人 松村勝治 郵
大阪市東區南久寶寺町一丁目九
長谷 万

電話號碼 四五五九
四五八二
四五九二

發行所 協調會大阪支所
電話號碼 四五五九
四五八二
四五九二

郵費込五拾銭

第四輯

關西地方四〇社に於ける結婚祝金・出産祝金・
家族手當又は其の他家族手當的給與に關する
調査
昭和十四年七月二十日發行 菊版 40頁
定價 .30錢 郵税06錢(品切)

勤勞者文藝作品集
勞働文藝

これは東亞協同體建設の光輝ある時代に銃後産業戦士に
よつて築かれた労働文化のピラミットだ。
こゝにはじめて現段階に於けるわが國労働者の文化的
水準は綜合的・具體的に展開され、機構變動期の社會
政策に重要な課題を投げかけてゐる。
歴史あり傳統ある織維工業文化の水準作とならんで
躍進日本の重工業文化が力強く息吹いてゐる。

内 容
第一部 労働文藝作品
小説 作文 詩歌
第二部 産業戦士の言葉
小論 感想

作品時期	昭和十三年一月 - 昭和十四年七月	體裁	四六版300頁
寄稿勤勞者	150名	定價	1.20
作 品	200余篇	送料	.09

大阪市北區中之島 協調會大阪支所 電話北費2907
朝日ビル 715 郵便大阪109345

14.5

798

終

